

平成18年5月12日

各 位

会社名 株式会社関西スーパーマーケット
代表社名 代表取締役社長 井上 保
(コード番号 9919 大証第二部)
問合せ先 常務取締役総務本部長
玉村 隆司
(TEL. 072-772-0341)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月28日開催予定の第47期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 機動的な経営を図るため、変更案第19条(取締役の任期)において、取締役の任期を1年とするものであります。
- (2) 会社法(平成17年法律第86号)、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(同第87号。以下「整備法」という。)、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)および会社計算規則(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款の変更をお諮りするものであります。

株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第14条(参考書類等のインターネット開示)を新設するものであります。

取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第22条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

社外監査役との間に責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を迎えられるようにするため、変更案第32条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。

上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般にわたって所定の変更を行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

- ・ 当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め。
- ・ 当社は株券を発行する旨の定め。
- ・ 当社は株主名簿管理人を置く旨の定め。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

なお、現行定款中変更のない条文は省略しております。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月28日
定款変更の効力発生日	平成18年6月28日

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (条文記載省略)</p> <p>(目的) 第2条 (条文記載省略)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (条文記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 (条文記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、 50,000,000株とする。ただし、株式の消却がおこな われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第3号の規 定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受 けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 2.当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以 下「単元未満株式」という。)</u>にかかわる株券を発 行しない。</p> <p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2.名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取 締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3.当社の株主名簿、<u>実質株主名簿および株券喪 失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に置 き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未 満株式の買取り請求の取扱い、その他株式に関する 事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社において はこれを取扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (現行のとおり)</p> <p>(目的) 第2条 (現行のとおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行のとおり)</p> <p>(機関の設置) 第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、取締 役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。</u></p> <p>(公告の方法) 第5条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の<u>発行可能株式総数は、50,000,000株 とする。</u></p> <p>(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式にかかわる株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の<u>単元株式数は、100株とする。</u> 2.当社は、<u>単元未満株式にかかわる株券を発行 しないことができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2.株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取 締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3.当社の株主名簿、<u>(実質株主名簿を含む。以下 同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の 作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権 原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名 簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わ ない。</u></p>

<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り請求の取扱い、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2.前項の場合のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集権者並びに議長)</p> <p>第12条 (条文記載省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、出席株主の議決権の過半数をもってこれをおこなう。ただし、法令または本定款に別段の定めがある場合はこの限りでない。</p> <p>2.商法第343条の定めによる株主総会の特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれをおこなう。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 (現行のとおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかわる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。</p> <p>2.会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれをおこなう。</p>
--	--

<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を行使し得る他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に<u>差出さなければならぬ</u>。</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録して、議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名をおこなう。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 (条文記載省略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数によってこれをおこなう</u>。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、<u>累積投票によらないものとする</u>。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする</u>。</p> <p>2. <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とする</u>。</p> <p>3. <u>増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の残存期間とする</u>。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 会社を代表すべき取締役は、<u>取締役会の決議をもって決定する</u>。</p> <p>2. 代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会の決議により取締役の内から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役がこれを招集し、その招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する</u>。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を行使し得る他の株主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は代理権を<u>証明する書面</u>を当会社に<u>提出</u>しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 (現行のとおり)</p> <p>2. 取締役の選任は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう</u>。</p> <p>3. 取締役の選任は、<u>累積投票によらないものとする</u>。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u>。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、その招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する</u>。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. (現行のとおり)</p>
---	---

<p>招集の手続きを経ずに開催することができる。 (決議方法) 第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、 その出席取締役の過半数をもってこれをおこなう。</p> <p>(議事録) 第22条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録して、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名し、これを10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役会規則) 第23条 (条文記載省略) (業務執行) 第24条 取締役会は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、重要な業務執行を決定する。 2. 社長は当会社の業務を統轄し、副社長、専務取締役または常務取締役は社長を補佐してその業務を分掌する。 3. 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の業務を代行する。</p> <p>(顧問および相談役) 第25条 会社業務の指導および重要事項を諮問するため、取締役会の決議をもって顧問および相談役を置くことができる。</p> <p>(報酬) 第26条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の数) 第27条 (条文記載省略) (監査役の選任) 第28条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数によってこれをおこなう。</p> <p>(監査役の任期) 第29条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第22条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(削除) 第23条 (現行のとおり)</p> <p>(削除) 第23条 (現行のとおり)</p> <p>(削除) 第23条 (現行のとおり)</p> <p>(報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の数) 第25条 (現行のとおり) (監査役の選任) 第26条 (現行のとおり) 2. 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</p> <p>(監査役の任期) 第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</p>
---	--

<p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任者の残存期間とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 当社は、<u>監査役の互選により1名以上の常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第31条 (条文記載省略)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第32条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれをおこなう。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第33条 <u>監査役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録して、出席した監査役が記名捺印または電子署名し、これを10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 (条文記載省略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第35条 <u>監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第36条 <u>当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。</u></p> <p>(利益配当)</p> <p>第37条 <u>利益配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 <u>当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(中間配当金という。)をすることができる。</u></p>	<p>の終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 <u>監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第31条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第32条 <u>当社は、社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、480万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第33条 <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第34条 <u>株主総会の決議により、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、剰余金の配当として期末配当をおこなうことができる。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当をおこなうことができる。</u></p>
---	--

<p>(新設)</p> <p>(配当金等の除斥期間および利息の不払い)</p> <p>第39条 <u>利益配当金および中間配当金については、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p> <p><u>2.未払いの利益配当金、中間配当金、その他諸交付金については、利息を付さない。</u></p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>第35条 <u>取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得をおこなうことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第36条 <u>期末配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p> <p>(削除)</p>
---	--

以上